

情報公開審査会が市と市教委に苦言

藤原・竹谷委員が対応を主張するも、自民・公明委員が反対。市と市教委を不間に

12月5日議会運営委員会

「議会として市及び教育委員会に対し早急になんらかの対応を」という多賀城市政問題研究会の申し入れに対し、11月21日、12月5日に開催された議会運営委員会で検討しました。

藤原益栄・竹谷英昭委員は「多賀城市情報公開・個人情報保護審査会が特に付言で意思決定過程の文書がないのは不適切だと指摘している」「議会に提出した資料も不正確でまじめに検討していない」「答弁が不誠実であり議会の責務を果たすことが出来ない」と

「市、教育委員会へ議会として強い対応をするべき」と主張しましたが、自民・公明委員と意見が一致せず、議会としては特段の対応はせずに議員、市当局へ申し入れの写しの配布のみとなりました。

以上のことからみても、重ねて、議会から市及び教育委員会に対して適切な資料の提出と答弁に対する責任を明確にするよう求めます。

市政問題研究会の議会提出文書で明らかに
市情報公開・個人情報保護審査会が市と市教育委員会に
対し「市の公文書の作成、保管に對し」苦言を呈していた
ことが「多賀城市政問題研究会」(佐俣主紀代表)の市議会への申し入れ文書により明らかになりました。

これは情報公開を通して市民の立場で多賀城市政を考えようと昨年6月13日に結成された「多賀城市政問題研究会」が、市と市教育委員会に対しス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求の結果、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求の結果、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求の結果、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求の結果、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

情報公開・個人情報保護審査会とは

多賀城市に關心をもちあるいは個人情報の取り扱いに疑問をもつ方は、条例によりどなたでも市に対し情報公開を求めあるいは個人応報の取り扱いについて意見を言うことができます。

その際の市の対応について納得がいかなかった場合、市情報公開・個人情報保護審査会に対し提訴することができます。

今回審査会は、無いものは公開できないが本来はきちんと保存しておるべきものと苦言をていしました。

資料 多賀城市情報公開・個人情報保護審査会答申第6号平成26年4月22日(抜粋) 下線は編集部

4 付言

なお、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と東北随一の文化交流拠点整備に伴う連携協定を締結するに至る文書の取扱いについて付言する。

「市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市民の知る権利を明らかにして市の保有する情報の公開性を高めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすこと」との条例第1条の趣旨に鑑みれば、前記3に記載のとおり、協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録していないことは適切ではない。それは、企業誘致を行う場合のように仮に公開できない情報がある場合でも何ら変わることなく、事後的に経過を確認検討できる記録を残した上で、事業の進行過程で開示できない情報等がある場合は、条例に照らして非開示情報に該当するものであれば非開示として取り扱えばよいのである、意思決定等に係る記録は必ず公文書を作成して保管しておかなければならぬものと思料する。

本件の公文書の不存在の決定は相当であるとしたのも、公文書の不存在という事実は変更しうがないためであり、今後は、意思決定や事業の執行過程に係る適切な文書作成の徹底を求めるものであることを付言する。

市情報公開・個人情報保護審査会が市と市教育委員会に對し「市の公文書の作成、保管に對し」苦言を呈していたことが「多賀城市政問題研究会」(佐俣主紀代表)の市議会への申し入れ文書により明らかになりました。

これは情報公開を通して市民の立場で多賀城市政を考えようと昨年6月13日に結成された「多賀城市政問題研究会」が、市と市教育委員会に対しス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀

ス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過について行つた開示請求を行い、文書が不存在或いは僅か4行の復命書であつた点に関し、多賀